

付議案第 8 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を
改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市立学校の児童又は生徒のうち要保護児童生徒の保護者等から徴収する共済掛金の額を定める等の必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を
改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則（昭和 35 年福岡市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「460 円」の次に「（ただし、保護者等が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者に該当するときは、1 人当たり年額 20 円）」を加える。

第 3 条中「、次の各号」を「、経済的理由により次の各号」に、「免除する」を「徴収しないものとする」に改め、同条第 1 号中「（昭和 25 年法律第 144 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則第 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の保護者等掛金の額について適用する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第2条 保護者等掛金の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒1人当たり年額460円</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 保護者等（高等学校及び特別支援学校高等部の生徒の保護者等を除く。）が、<u>次の各号の一に該当するときは、保護者等掛金は、免除する。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第2条 保護者等掛金の額は、次の各号に掲げる児童又は生徒の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒1人当たり年額460円（ただし、<u>保護者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に該当するときは、1人当たり年額20円）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条 保護者等（高等学校及び特別支援学校高等部の生徒の保護者等を除く。）が、<u>経済的理由により次の各号の一に該当するときは、保護者等掛金は、徴収しないものとする。</u></p> <p>(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>(2) (略)</p>

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正の概要・理由

学校の管理下における児童生徒の災害に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、当該児童生徒の保護者に医療費・障害見舞金・死亡見舞金等の給付を行っており、給付に係る経費は、市、国、保護者で負担している。

今回、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの通知により、児童生徒の保護者等から徴収する共済掛金のうち、要保護児童生徒等の保護者等掛金について、徴収を免除する場合であっても、規則等に、①保護者負担額を定めた上で、②当該額を経済的理由により保護者から徴収しない旨を明記することが必要となったもの。

本市教育委員会規則においては、第3条で要保護児童生徒等の保護者等掛金の免除を行うことは規定しているが、額及び免除の理由についての規定がないことから、規則の一部を以下のとおり改正するもの。

2 改正の内容

①保護者負担額の明記（義務教育諸学校：要保護児童生徒）

	共済掛金	設置者（市）		保護者	
		負担金	負担率	負担金	負担率
改正前	40 円	40 円	100%	規定なし	規定なし
改正後	40 円	20 円	50%	20 円	50%

（参考）保護者負担額（義務教育諸学校：要保護児童生徒以外）

共済掛金	設置者（市）		保護者	
	負担金	負担率	負担金	負担率
920 円	460 円	50%	460 円	50%

②経済的理由により保護者から徴収しない旨を明記

	規則第3条（一部抜粋）
改正前	保護者等が、次の各号の一に該当するときは、保護者等掛金は、 <u>免除する</u> 。 (1)生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
改正後	保護者等が、 <u>経済的理由により</u> 次の各号の一に該当するときは、保護者等掛金は、 <u>徴収しないものとする</u> 。 (1)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

3 施行期日

公布の日から施行する。